

経 済 産 業 省

平成 19・05・29 原院第 6 号

平成 1 9 年 6 月 1 日

原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）及び原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会運営要領（内規）の制定について

経済産業省原子力安全・保安院長

原子力安全・保安院は、電気事業法第 50 条の 2 第 6 項（第 52 条第 5 項及び第 55 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物の定期事業者検査を除く。）の実施に係る体制について総合的な評定を行うため、別添 1 のとおり「原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）」及び別添 2 のとおり「原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会運営要領（内規）」を定める。

これにより、平成 17 年 6 月 1 日付け「原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）及び原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会運営要領（内規）の制定について」（平成 17・05・27 原院第 1 号）は廃止する。

原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）

1. 設置

原子力安全・保安院電力安全課に、原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 目的

委員会は、電気事業法第50条の2第6項（第52条第5項及び第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物に係る定期事業者検査を除く。）（以下「法定事業者検査」という。）の実施に係る体制について、総合的な評価を行う。

3. 所掌業務

委員会は、別に定める「原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会運営要領（内規）」に基づき、法定事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価を行う。

4. 組織

委員会は、電力安全課長を委員長とし、同課企画班長、水力班長、火力班長、電力班長及び委員長の指名を受けた電気工作物検査官を委員として構成する。

原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会運営要領（内規）

1. 評定の実施

- 1) 原子力安全・保安院安全管理審査評定委員会(以下「委員会」という。)は、電気事業法第50条の2第6項(第52条第5項及び第55条第6項において準用する場合を含む。)に規定する使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査(原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物の定期事業者検査を除く。)(以下「法定事業者検査」という。)の実施に係る体制について、審査を行う者(以下「安全管理審査官」という。)、原子力安全基盤機構又は登録安全管理審査機関から提出された安全管理審査報告書をもとに評定する。
- 2) 委員会は、評定に必要な範囲において、安全管理審査官、原子力安全基盤機構又は登録安全管理審査機関より審査内容について説明を受ける。
- 3) 委員会は、評定するに際し、審査が適切に実施されたことを確認するため以下の項目を確認する。
 - (1) 審査を受けた組織
 - (2) 法定事業者検査及び当該安全管理審査の実施日
 - (3) 実地審査を行った安全管理審査官又は原子力安全基盤機構若しくは登録安全管理審査機関の安全管理審査員(以下、「安全管理審査員」という。)の資格
 - (4) 審査スケジュール及び実地審査の場所
 - (5) 審査の際、確認した法定事業者検査書類及び検査対象設備
 - (6) 審査を行った項目とその結果(審査の際、安全管理審査官又は安全管理審査員の指摘した不適合事項と、それに対して申請者が講じた是正措置の状況を含む。)
- 4) 委員会は、原則として審査報告を受けた日から3週間以内に評定する。
- 5) 委員であっても当該審査を行った者は当該評定に参加しない。
- 6) 委員会は、委員長を含む委員の過半数の参加をもって成立する。ただし、5)に基づき評定に参加しない委員がいる場合にあっては、委員会の人数に含めないものとする。
- 7) 評定の結果は参加委員の意見を踏まえ、委員長が決定する。
- 8) 委員会は、安全管理審査官が実施した安全管理審査の評定の結果については、次の評定書により記録する。

- (1) 当該審査を受けた組織は法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評価されたときは、別紙様式1による。
 - (2) 当該審査を受けた組織は法定事業者検査を実施する体制がとられていると評価されたときは、別紙様式2による。
 - (3) 当該審査を受けた組織は法定事業者検査を実施する体制がとられていないと評価されたときは、別紙様式3による。
 - (4) 電気事業法施行規則第83条の2第1号に規定する組織であって、耐圧試験を行う時期に溶接安全管理審査を受けた組織が当該溶接事業者検査を実施する体制がとられていると評価されたときは、別紙様式4による。
 - (5) 電気事業法施行規則第83条の2第1号に規定する組織であって、耐圧試験を行う時期に溶接安全管理審査を受けた組織が当該溶接事業者検査を実施する体制がとられていないと評価されたときは、別紙様式5による。
- また、上記評価書には別紙様式6を添付する。

9) 委員会は、原子力安全基盤機構又は登録安全管理審査機関が安全管理審査を実施した場合は、別紙様式7により記録する。当該評価書には別紙様式8を添付する。

2. 安全管理審査及び評価方法の検証

1) 申請者から審査に関連して苦情等が寄せられた場合、委員会は事実関係を調査し、必要な措置を講じること。

2) 委員会は、必要に応じ自ら行った評価方法の妥当性を確認する。

3. 補則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

評定書

下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（溶接事業者・定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。

＜評定結果＞

当該審査を受けた組織は、使用前自主（溶接事業者・定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられている。

記

1. 申請者

申請日及び番号 年 月 日付け〇〇第〇〇号

審査を受けた組織の名称

2. 安全管理審査報告書

報告日 年 月 日

審査を実施した者

3. 審査内容の確認

別紙のとおり審査は適切に実施されている。

評定日 年 月 日

評定書

下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（溶接事業者・定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。

＜評定結果＞

当該審査を受けた組織は、使用前自主（溶接事業者・定期事業者）検査を実施する体制がとられている。

記

1. 申請者

申請日及び番号 年 月 日付け〇〇第〇〇号

審査を受けた組織の名称

2. 安全管理審査報告書

報告日 年 月 日

審査を実施した者

3. 審査内容の確認

別紙のとおり審査は適切に実施されている。

評定日 年 月 日

評定書

下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（溶接事業者・定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。

＜評定結果＞

当該審査を受けた組織は、使用前自主（溶接事業者・定期事業者）検査を実施する体制がとられていない。

記

1. 申請者

申請日及び番号 年 月 日付け〇〇第〇〇号

審査を受けた組織の名称

2. 安全管理審査報告書

報告日 年 月 日

審査を実施した者

3. 審査内容の確認

別紙のとおり審査は適切に実施されている。

評定日 年 月 日

評定書

下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の溶接事業者検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。

＜評定結果＞

当該審査を受けた組織は、電気事業法施行規則第 8 3 条の 2 第 1 号又は第 2 号に規定する組織であって、当該溶接事業者検査を実施する体制がとられている。

記

1. 申請者

申請日及び番号 年 月 日付け〇〇第〇〇号

審査を受けた組織の名称

2. 安全管理審査報告書

報告日 年 月 日

審査を実施した者

3. 審査内容の確認

別紙のとおり審査は適切に実施されている。

評定日 年 月 日

評定書

下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の溶接事業者検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。

＜評定結果＞

当該審査を受けた組織は、電気事業法施行規則第83条の2第1号又は第2号に規定する組織であって、当該溶接事業者検査を実施する体制がとられていない。

記

1. 申請者

申請日及び番号 年 月 日付け〇〇第〇〇号

審査を受けた組織の名称

2. 安全管理審査報告書

報告日 年 月 日

審査を実施した者

3. 審査内容の確認

別紙のとおり審査は適切に実施されている。

評定日 年 月 日

評価の確認項目及び結果

確 認 項 目	結 果
①審査を受けた組織	適切に実施されている
②法定事業者検査及び当該安全管理審査の実施日	適切に実施されている
③実地審査を行った安全管理審査官の資格	適切に実施されている
④審査スケジュール及び実地審査の場所	適切に実施されている
⑤審査の際、確認した法定事業者検査書類及び検査対象設備	適切に実施されている
⑥審査を行った項目とその結果	適切に実施されている

評 定 書

以下のとおり、申請及び安全管理審査報告書の提出のあった使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）の実施に係る体制について評定する。

	申請者	申請日	申請番号	審査を受けた組織の名称			報告日	報告番号	審査を実施した者	審査内容 の 確 認	審査対象者の区分 (安全管理審査の種類)	評定結果 (注意参照)
				審査を受 けた組織	*溶接事業 者検査の協 力事業者	*溶接施工 工 場						
1										別紙のとおり		イ、ロ、ハ、ニ又 はホ
2										//		
3										//		

※の項目は溶接事業者検査のみ記載し、使用前自主検査及び定期事業者検査の場合は「－」を記載する

評定日 平成 年 月 日

注意

- イは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）の実施につき十分な体制がとられている。」を意味する。
- ロは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）を実施する体制がとられている。」を意味する。
- ハは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）を実施する体制がとられていない。」を意味する。
- ニは、「当該審査を受けた組織は、電気事業法施行規則第 8 3 条の 2 第 1 号に規定する組織であって、当該溶接事業者検査を実施する体制がとられている。」を意味する。
- ホは、「当該審査を受けた組織は、電気事業法施行規則第 8 3 条の 2 第 1 号に規定する組織であって、当該溶接事業者検査を実施する体制がとられていない。」を意味する。

評価の確認項目及び結果

確 認 項 目	結 果
①審査を受けた組織	適切に実施されている
②法定事業者検査及び当該安全管理 審査の実施日	適切に実施されている
③実地審査を行った安全管理審査員 の資格	適切に実施されている
④審査スケジュール及び実地審査の 場所	適切に実施されている
⑤審査の際、確認した法定事業者検 査書類及び検査対象設備	適切に実施されている
⑥審査を行った項目とその結果	適切に実施されている